幼稚園設置基準の一部を改正する省令について

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

１．改正の背景

○　幼稚園設置基準において、１学級の幼児数は原則 35 人以下とされており、当該規定は、平成７年に１学級の幼児数を原則 40 人から 35 人に引き下げて以降、改正されていない。

○　近年、幼稚園において特別な配慮を必要とする幼児数は増加傾向にあるなど、より一層、幼児一人一人の置かれた状況や発達の特性等に応じ、行き届いた教育を推進するための環境整備が必要である。

○　こうした状況を踏まえ、幼稚園における学級編制の基準の改正を行う。なお、幼稚園における学級規模は徐々に縮小してきており、令和６年５月１日時点では、幼稚園における１学級の幼児数が 30 人以下の割合は 95.7%となっている。

２．改正の内容

○　学級編制の基準を、原則 35 人以下から原則 30 人以下に引き下げる。

○　施行期日は令和８年４月１日とし、令和 14 年３月 31 日までは従前によることができるとする経過措置を設けることとする。

※同様に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則等を今年度中に改正し、認定こども園についても学級編制の基準を引き下げる予定。

（参考）学級編制基準の引下げに伴い生じ得る影響への対応について

文部科学省が令和６年度に実施した実態調査によると、幼稚園設置基準における学級編制基準を引き下げた場合、各園において教諭の人材確保や園舎の増築・改修などを行わなければならない園の割合は、回答のあった園全体の 3.8%であった。

こうした結果も踏まえ、当該園が円滑に対応することができるよう、上記のとおり６年間の経過措置を設けるとともに、必要な施設整備や人材確保等について、国としても必要な支援を行う。